

手形

小切手

全面電子化のご案内

政府は、2027年3月31日を期限とした約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。栃木銀行では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の対応を実施いたします。早期のインターネットバンキングでのお振込み、電子記録債権（でんさい）への切替をお願いいたします。

手形・小切手でお支払いのお客さま

1. 約束手形・為替手形・小切手および自己宛小切手の発行は終了しました。

発行終了日

終了

2025年12月30日（火）

※当座勘定からの現金出金が必要な場合は、払戻請求書でお取扱いできます。

2. 手形・小切手の最終振出期限

最終期限を超過して振り出された手形・小切手は決済されなくなります。

最終振出期限

2026年 9月30日（火）

手形・小切手をお受け取りのお客さま

1. 2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了

上記手形等は支払呈示期間中（注）にお取引店にお持ち込みいただくようお願い申し上げます。

（注）支払い期日の前営業日、支払期日、支払期日の翌営業日の3日間

2. 手形・小切手等の入金・取立受付の終了

終了日を過ぎて、手形・小切手等を受け取った場合は振出銀行や振出人等に決済方法を相談する必要があります。

他行を支払地とする手形・
小切手等の入金・取立終了日

2026年 9月30日（火）

栃木銀行を支払地とする手形・
小切手等の入金・取立終了日

2027年 3月31日（水）

手形帳・小切手帳の買戻しを実施しています！

栃木銀行では、お客様が未使用のまま保有されている「手形帳」「小切手帳」の買戻しをいたします。ぜひこの機会にお取引店窓口にお申し付けください。

買戻し期間

2026年3月31日（火）まで

※一部買戻しができない場合がございます。

手形・小切手全面電子化スケジュール

	2025年	2026年	2027年
入金			
支払地 栃木銀行	(振出日が2026年9月30日まで、かつ期日が2027年3月31日まで)		2027年3月31日 終了
支払地 他行			2026年9月30日 終了
取立			
支払地 栃木銀行	(振出日が2026年9月30日まで)		2027年3月31日 終了
支払地 他行	(期日が2027年3月31日まで)		
発行	終了	2025年12月30日 終了	
振出			2026年9月30日 終了

※2026年4月以降、お客さまのお取引先の取引銀行で手形・小切手等の入金・取立ができない場合があります。

※2026年10月1日以降に振り出された手形・小切手は**決済されません**。

※2027年4月1日以降を期日とする手形等の**取立はできません**。

電子決済サービスについて

手形・小切手に代わり、以下の代替サービスがございます。電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。是非ご利用ください。

とちぎんビジネスダイレクト

.とちぎんでんさいネット

電子化の
メリット

1.コスト削減
×郵送料
×印紙代
×取立手数料

2.事務負担軽減
×現物管理
×手書き・ゴム印
×印紙・押印・発送

3.リスク低減
紛失・盗難の
心配がなく、
災害に強い

ご不明な点がございましたら、栃木銀行の窓口までお問い合わせください。